

○宜野湾市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費及び住宅改修費受
領委任払実施要綱

令和 7 年 3 月 13 日

告示第23号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第123号。以下「法」という。)第44条第 1 項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第 1 項に規定する介護予防福祉用具購入費(以下これらを「福祉用具購入費」という。)並びに法第45条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費(以下これらを「住宅改修費」という。)の支給について、居宅要介護等被保険者の一時的な費用負担を軽減するために実施する受領委任払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護等被保険者 法第41条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 事業者 福祉用具(法第44条第 1 項に規定する特定福祉用具又は法第56条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)の販売を行う者又は住宅改修(法第45条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修又は法第57条第 1 項に規定する介護予防住宅改修をいう。以下同じ。)の施工を行う者をいう。
- (3) 登録事業者 第 4 条の規定に基づく事業者登録を受けた事業者をいう。
- (4) 受領委任払い 居宅要介護等被保険者が、居宅要介護等被保険者に対して支給される福祉用具購入費又は住宅改修費(以下これらを「福祉用具購入費等」という。)の受領に関する権限を登録事業者に委任し、市が当該福祉用具購入費等を当該登録事業者に支払うことをいう。

(受領委任払いの利用等)

第 3 条 居宅要介護等被保険者は、登録事業者に依頼し、福祉用具の購入をした場合又は住宅改修を行った場合は、登録事業者からの同意を得た上で受領委任払いを利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受領委任払いを利用できないものとする。

- (1) 法第66条第 1 項又は第 2 項による支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第67条第 1 項又は第 2 項による保険給付差止の記載を受けている者
- (3) 法第68条第 1 項に規定する保険給付差止の記載を受けている者
- (4) 法第69条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を受けている者

(5) 医療機関、介護保険施設等に入院又は入所中の者(退院又は退所予定者を除く。)

2 受領委任払いによる福祉用具購入費等の額は、法第44条及び法第56条並びに法第45条及び法第57条に定めるところによる。

(事業者登録)

第4条 受領委任払いに係る宜野湾市の登録を受けようとする事業者は、受領委任払い事業者登録申請書及び受領委任払い事業者登録に係る誓約書により市長に申請しなければならない。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 沖縄県内に事務所又は事業所があること。

(2) 住宅改修費については、登録申請を行う日の過去1年以内に宜野湾市の住宅改修費支給申請に対する工事を行っていること、かつ、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者が所属する事業者であること。

(3) 福祉用具購入費については、沖縄県知事が指定する特定福祉用具販売業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者であること。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合、登録の可否について決定し、受領委任払い事業者登録決定(却下)通知書により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 登録事業者は、事業者の名称及び所在地その他の登録事項に変更があったときは、速やかに受領委任払い事業者登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し又は再開するときは、速やかに受領委任払い事業者事業(廃止・休止・再開)届出書により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消さなければならない。

(1) 福祉用具購入費等の請求に関し不正があったとき。

(2) 住宅改修費については、登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、法第45条第8項又は法第57条第8項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、又はこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(3) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。

(4) 受領委任払い事業者登録に係る誓約書の記載事項に著しく違反したとき。

(5) その他市長が登録事業者として不適当であると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、受領委任払い事業者登録取消通知書により当該取消しを受けた事業者に対して通知するものとする。

(登録事業者の責務)

第7条 登録事業者は、法令等を遵守し、居宅要介護等被保険者の心身の状況等に応じた適切なサービスの提供を行うよう努めるものとする。

- 2 登録事業者は、居宅要介護等被保険者の福祉用具購入費等のサービスの提供に当たっては、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他関係機関との連携に努めるものとする。

- 3 登録事業者は、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒否してはならないものとする。

(福祉用具購入費等の代理受領)

第8条 登録事業者は、居宅要介護等被保険者からの依頼により福祉用具購入費等に係るサービスを提供したときは、当該居宅要介護等被保険者からの委任に基づき、福祉用具購入費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項に規定による福祉用具購入費等の支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し福祉用具購入費等の支給があったものとみなす。

(自己負担額の支払)

第9条 福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護等被保険者は、当該福祉用具購入費等(保険給付の対象となる費用部分に限る。)について、介護保険負担割合証に記載された負担割合分を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

(領収証)

第10条 登録事業者は、前条による自己負担額の支払を受ける際は、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

- 2 前項の領収証には、その提供した福祉用具購入費等に係るサービスについて、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、福祉用具購入費等に係る費用の額及びそれ以外の費用の額を区分して記載しなければならない。

(事前承認)

第11条 住宅改修費について、この要綱に定める受領委任払いの適用を受けようとする居宅要介護等被保険者は、住宅改修を施工する前に、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書(受領委任払用)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改修が必要な理由書

(2) 改修工事箇所ごとの写真(撮影日付の入ったもの)

- (3) 工事費見積書
 - (4) 平面図
 - (5) 使用資材の内容を確認できる書面(カタログ、パンフレット等を含む。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、改修工事の内容が居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生省告示第95号)に該当するかの審査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果を介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承認(不承認)通知書により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により改修工事の内容が適切であると認められた場合で、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承認(不承認)通知書の内容に変更が生じた場合には、居宅要介護等被保険者は、速やかに当該通知書を返還するとともに、改めて第1項に規定する介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書(受領委任払用)を提出しなければならない。
- (支給申請)

第12条 居宅要介護等被保険者は、改修工事の完了後、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(受領委任払用)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 領収証の写し(自己負担額)
 - (2) 改修工事箇所ごとの改修後の写真(撮影日付の入ったもの)
 - (3) 工事費内訳書
 - (4) 平面図
 - (5) 介護保険住宅改修工事完了報告書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 居宅要介護等被保険者は、福祉用具を購入後、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
- (1) 領収証の写し(自己負担額)
 - (2) 居宅介護(介護予防)サービス計画書
 - (3) 福祉用具サービス計画書
 - (4) 福祉用具の内容を確認できる書面(カタログ、パンフレット等を含む。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (審査及び支払)

第13条 市長は、前条の規定により福祉用具購入費等の支給申請があったときは、その内容について審査の上、支給又は不支給を決定する。

- 2 市長は、前項による決定の内容を居宅要介護等被保険者に対し介護保険償還払支給(不支給)のお知らせ〔受領委任〕、登録事業者に対し介護保険償還払支給(不支給)決定通知書〔受領委任〕により通知した上で登録事業者を支払うも

のとする。

(返還)

第14条 市長は、受領委任払いにより登録事業者が偽りその他不正の手段により福祉用具購入費等の支払を受けたときは、当該福祉用具購入費等の全部又は一部を返還させることができる。

(申請書等の様式)

第15条 この告示による申請書等の様式については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(第4条、第5条及び第6条の規定にあつては、前項ただし書に規定する規定の施行の日)の前日までに、改正前の宜野湾市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の宜野湾市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払実施要綱の規定により作成された書類様式で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。